

出先機関改革に係る工程表について

本日、政府の地方分権改革推進本部において、「出先機関改革に係る工程表」が決定された。

我が国が未曾有の世界的な経済危機に立ち向かい、疲弊した地域が活力を取り戻すためにも、徹底した地方分権を推進し、国は国として果たすべき役割に専念することが不可欠である。

今回の工程表では、地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえ、8府省15系統の機関を中心に出先機関の改革を進めることとし、今後の主な工程が示された。

そこでは、地方への事務・権限の移譲内容、組織改革の具体的な方向性、職員削減の数値目標等は、今後の検討に委ねられることとされた。

政府が今後策定する「改革大綱」においては、これが真に地方分権を進めるものとなるよう、事務・権限の思い切った地方への移譲と合わせ、組織改革の具体的な方向性、職員削減の数値目標等を明示し、抜本的な出先機関改革を進めるよう、強く要請する。

地方への権限移譲の推進に当たっては、財源措置と地方において必要となる人員の移管を一体として進めなければならない。これらを確実なものとする仕組みについても、国と地方が対等な立場で協議を行っていくよう、政府は早急に方針を示すべきである。

全国知事会としては、今後とも第二期改革の実現に向けて、全力で取り組む覚悟である。

平成21年3月24日

全国知事会
会長 麻生 渡